

<行政オンラインシステムでの申請の方法>

- ・ QRコードを読むと以下の画面に接続されます。
 - ・ 利用者登録がまだの方は①「新規登録」より新規登録を、
- すでに利用者登録されている場合は②「次へ進む」から申請を行ってください。（ログインが必要です。）



ホーム

手続き一覧（個人向け）

手続き一覧（事業者向け）

ヘルプ

よくあるご質問

ログイン

新規登録



内容詳細

①新規登録はこちらから

大阪府一般公衆浴場燃料費高騰対策支援金

支援金の概要

物価統制令に基づき、知事による入浴料金の統制を受けている一般公衆浴場（民営）に対し、事業者の負担軽減のため、燃料費の高騰見合いに対して支援を実施します。

支給要件

- (1) 令和8年7月1日において、公衆浴場法第2条第1項の規定による許可を受けている者（地方公共団体を除く）
 - (2) 令和8年4月1日から支援金申請日までの期間において、府の区域内で現に営業している一般公衆浴場であること。
 - (3) 燃料高騰の影響に関し、支援金の対象として申請する燃料費について、支援金の支給の決定の日までに、国又は他の地方公共団体の支援金、助成金その他これらに類するものの支給の決定を受けていないこと。
 - (4) 営業の継続等に向けた取組を行っている又はその意思を有すると認められること。
- ※物価統制令に基づく入浴料金の統制（上限額大人600円（令和7年4月改定））を受けていない公衆浴場施設の事業者は、本支援事業の対象外です。

申請対象者

- ① 燃料に重油を使用している施設 151,000円
- ② 燃料に廃油を使用している施設 31,000円

※燃料に重油又は廃油を使用していない施設は今回の支援金の対象外です。

※「燃料」とは、当該浴場の浴槽水、シャワー水、カラン水を昇温させるために使用する燃料をいいます（コインランドリー、サウナ等に使用する燃料は含みません）。

※重油又は廃油とその他の燃料を併用している場合も対象となります。

受付開始日

2026年8月7日 0時00分

受付終了日

2026年9月30日 0時00分

お問い合わせ先

健康医療部 生活衛生室 環境衛生課
メールによるお問い合わせ：☐
電話番号：0669449910

②登録済みの方はこちらから

次へ進む



あとで申請する



一覧に戻る

・①新規登録の方法

上の画面で「新規登録」を押すと以下の画面に接続されますので、「事業者として登録する」を押してください。

 利用者の新規登録

利用者登録でもっと便利に。

1

手続きの申請をいつでも、どこからでも
お手持ちのスマートフォンやパソコンを利用して、いつでも、どこからでも手続きの申請が行えます。

2

手続きの入力をかんたんに
あなたの情報や過去の申請内容を利用して、手続きの入力がかんたんに行えます。

3

手続きの検索をかんたんに
あなたの情報や過去の申請履歴から、あなたの目的に合った手続きをかんたんに探すことができます。

4

あなたの知りたい情報を
お気に入りのカテゴリを登録する
をお届けします。

こちらを選択

個人として登録する

個人としてご利用の方はこちらから。

事業者として登録する

個人事業主（自営業など）もしくは法人としてのご利用の方はこちら。

< ホームに戻る